

東京都建築安全マネジメント計画の改定について

- 1 東京都建築安全マネジメント計画について
- 2 現行計画の概要
- 3 計画の改定について

1 東京都建築安全マネジメント計画について

【計画策定の背景】

- 平成11年の建築確認の民間開放以降、建築確認の主体はシェアを8割（現在は9割）を占める民間確認検査機関に移行
- 耐震偽装問題や完了検査を受けない建築物における違反、施工ミス等による法令違反が発生
- 部材・資材レベルの建築主事等による確認審査が困難な問題が発生
 - 昇降機における強度の低い鋼材の使用（H19）、防耐火構造の大臣認定の不正取得（H19）等
- 昇降機における人身事故など重大な建築物事故が発生
 - 港区内の公共賃貸住宅のエレベーターによる事故（H18）、吹田市内の遊園地のコースターによる事故（H19）等
- H22.3建築基準法改正
耐震偽装以降、構造審査などが厳格化されたが、建築確認手続の簡略化・迅速化を図るため、軽微な変更の範囲の拡大、申請書類の簡略化等を規定
- H22.5国土交通省住宅局長通知
建築確認手続等々の運用改善に合わせて、建築行政における円滑かつ適確な業務の執行を推進するため、マネジメント計画策定指針を制定

【計画の策定】

- 確認手続の簡略化・迅速化とあわせて建築規制の実効性及び建築物の安全性の確保を図り、また、指定確認検査機関等との連携や人材育成など、執行体制の整備を図るため、国の指針に基づき、平成23年1月に策定
- 以降、5年毎に改定（前回改定H28.4）

計画の性格

- ① 都が展開すべき建築行政の基本となる計画
- ② 都内特定行政庁がマネジメント計画を策定する際の指針（現在9区2市で策定）
- ③ 指定確認検査機関等が業務運営を行う際の参考

2 現行計画の概要

■ 計画の実施期間

平成28年度から令和2年度までの5年間

■ 計画で定める主な施策

1 設計・工事段階における業務の適正化による違反の未然防止

- 建築確認・検査等の的確かつ円滑な実施
- 指定確認検査機関等の業務の適正化
- 建築士事務所等の業務の適正化
- 建築物のバリアフリー化の推進

2 既存建築物等の安全確保

- 特殊建築物の適切な維持管理の徹底
- 重大事故につながる恐れのある特殊建築物等の違反対策の徹底
- アスベスト対策等の推進

3 事故、災害への対応

- 事故発生時の対応
- 自然災害への対応

4 執行体制の整備等

- 建築物に係る情報の整備・活用
- 社会状況に対応した建築規制の見直し
- 執行体制の整備

■ 計画のポイント

● 事故・火災の未然防止

- 東京消防庁と建築物等の安全確保に係る情報共有及び連携に関して「覚書」を締結。
事故時だけでなく、常態的に建物関係者等への指導を実施

● くい施工データ流用等事案をふまえた適切な施工管理・監理

- 中間検査申請書・完了検査申請書における工事監理の状況や、建築工事施工計画報告書の記載内容を審査し、工事監理を徹底
- 関係機関や業界団体に対し、文書での通知や広報、講習会などの機会を捉え、適正な工事監理について積極的に注意喚起

- 重大事故につながる恐れのある建築物等の違反対策を徹底
- 設計図書の内容を踏まえた適切な工事施工を担保

● 指定確認検査機関への指導の徹底

- 指定機関への立入検査にあたり、重点的取組を設定したうえで審査内容のチェックを行い、必要に応じ指導
- 特に重要な事例（訴訟の内容、裁判判決等）がある場合、確認検査業務の公正かつ的確な実施の確保が図られるよう、行政連絡会等を通じ情報提供・注意喚起
- 指定機関に推進計画の作成を促し、優れた取組は連絡会議などの場で紹介

指定確認検査機関等の業務適正化

3 計画の改定について

改定版建築行政マネジメント計画策定指針の概要（R2.2.5国交省技術的助言）

■ 建築行政マネジメント計画の位置づけ

- 建築基準法の改正（平成30年）や建築士法の改正（平成30年）など、社会情勢の変化等に対応できるよう、制度の見直しが行なされた。
- こうした昨今の建築行政を取り巻く環境を踏まえ、国は建築行政マネジメント策定指針を改定。
- 今回の改定では、従来の建築行政マネジメント計画策定指針の内容を基本にしつつ、これに新たな制度改正の内容や、近年発生した違反建築物への対応などを反映。
- 特定行政庁が中心となって、関係機関等と連携し、指針を参考にマネジメント計画の必要な見直しを行い、引き続きマネジメント計画に基づく取組を進める。

■ 前回改定指針(H27.2)から、追記・修正があった主な事項

- 共同住宅に係る界壁等の法定仕様への不適合事案を踏まえた、中間検査、完了検査及び工事監理業務の徹底
- 建築確認申請等の電子化の推進
- 平成30年改正建築士法の周知徹底
- 建築士事務所の図書保存の制度の見直しの周知徹底
- 違反情報、違反対応に関する国・特定行政庁間での情報共有
- 平成30年の建築基準法改正を受けた定期報告対象建築物の指定推進
- 増築等や用途変更に係る全体計画認定制度の周知及び円滑な運用
- 事故発生時の建築関連団体等外部組織との協力体制の整備 ほか

3 計画の改定について

今回の改定の方針

■ 改定の基本的な考え方

- ①国の技術的助言を踏まえ、現行計画の取組状況を把握・検証し、従来の取組内容について充実を図るなど、必要な見直しを行う。
- ②デジタル化の進展や新型コロナウイルス感染症を契機とした社会状況の変化などを踏まえ、新たな課題に対応した取組を追加する。

■ 計画の対象

- 建築物に係る法令（建築基準法、建築士法、建設業法、バリアフリー法等※）に基づく制度など、建築物の安全・安心の確保及び向上に関する取組を対象とする。
- ※ 建築物の耐震化、液状化対策、長周期地震動対策及び非構造部材の脱落防止対策については、東京都耐震改修促進計画に記載することとし、本計画の対象からは除くこととする。

■ 計画の実施期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

■ 改定までのスケジュール（予定）

- 令和3年2月頃：第2回協議会（改定案について）
- 改定案についてパブリックコメント
- 令和3年3月頃：第3回協議会（パブコメを踏まえた改定案の修正について）
- 令和3年3月末：マネジメント計画改定